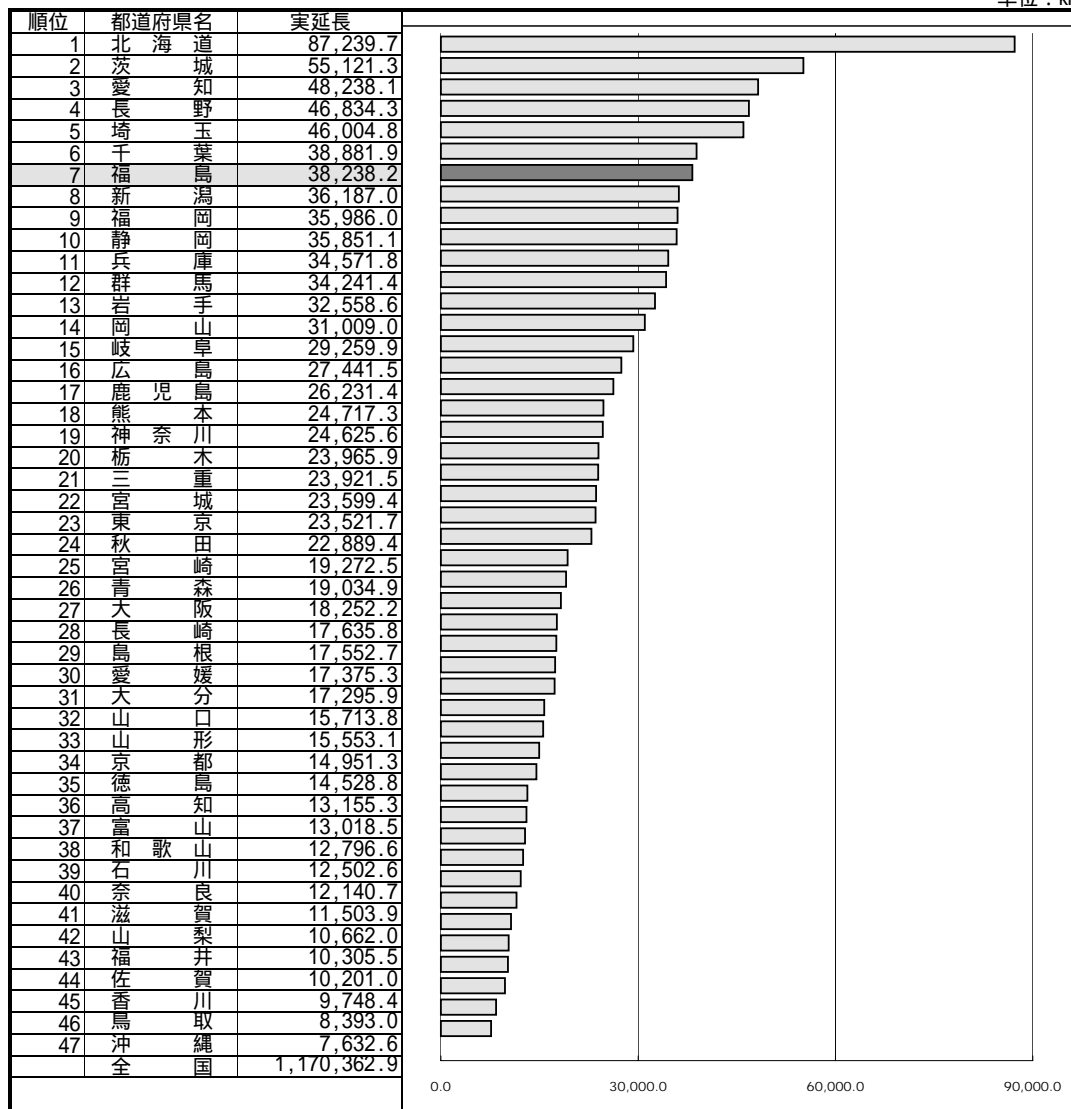


8 7 道路実延長

単位：km



資料：国土交通省道路局「道路統計年報」

調査時点：平成14年4月1日

調査周期：毎年

参 考：道路実延長は高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長をいう。
 重用延長...上級の路線に重複している区間の延長
 未供用延長...路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長
 渡船延長...海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長